|A 業務上外認定基準改定の経緯

A 耒務上外認定基準以定の栓桿		
基準	基 準 の 概 要	批判と救済件数
1961年「災	発症当日従前の業務に比べ質的	「例外中の例外以外認定し
害主義」基準(基	または量的に過激な業務に従事	ないに等しい」との批判
発116号)	したことによる精神的または肉	●この下での過労性脳・心
	体的負担(=災害)に起因する	臓疾患の労災認定件数はゼ
	場合のみ業務上と認定する基準	ロか数件と推定される
1987年10	災害がなくても発症前1週間の	「長期間の蓄積疲労やスト
月	業務が日常業務に比べて特に過	レスを原因とする過労死を
「災害主義」基	重であれば業務上認定する基準	排除するもの」との批判
準廃止、「過重		●94年度まで8年間の認
負荷主義」基準		定件数は合計228件(1
制定(基発62		年約28件)、救済率約6
0号)		%
1995年2月	87年基準に比べ「発症1週間	「87年基準の部分的手直
87年基準廃	より前の業務も、発症1週間以	しにとどまる」との批判
止、「修正過重	内の業務が日常業務を相当程度	●2000年度まで6年間
負荷主義」基準	超えている場合に限り認定にあ	の認定件数は合計483件
制定(基発38	たり考慮する」	(1年約80件)、救済率
号)		約15%
2001年12	発症直前期の業務の過重性のみ	
月	を過度に重視する旧基準を改	
95年基準廃	め、長期間にわたる疲労の蓄積	
止、新基準制定	が脳・心臓疾患の発症に影響を	
(基発1063	及ぼすことを肯定	
号)		

B 上記の認定基準の改定を導いた「過労死」業務外認定取消行政訴訟判決例 1967年6月28日の社会保険庁・戸田捕鯨船砲手脳溢血死事件東京地裁 判決から2002年3月15日の名古屋東労基署住友電設事件名古屋高裁判決ま でで、合計123件の業務外認定取消判決(うち最高裁判例が7件)

出典:司法制度改革推進本部司法アクセス検討会第 13 回配布資料(日本弁護士連合会「訴訟類型ごとにみる逆転判決の事例」)(2003年 10月)